

平成30年6月第3回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 平成30年6月19日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 武 井 知 香
事務局次長兼班長 谷 村 直 人
議 事 班 主 任 千代岡 陽 子
議 事 班 主 事 小 椋 雄 平

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 小 松 幹 侍	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市 民 課 長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教 育 長 谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之
生涯学習課長 和 田 庫 治	水 道 局 長 西 村 城 人
消 防 長 藤 本 昇	監査委員事務局長 中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第2 議案第2号 室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第3 議案第3号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認について

- 日程第4 議案第4号 室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 室戸市企業誘致推進条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 室戸市都市公園条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算について
- 日程第12 議案第12号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算について
- 日程第13 議案第13号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第15まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、御質疑願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意を願います。

日程第1、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。長崎税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。議案第2号について質疑を行います。

まず、たばこ税ですわね、課長。3段階で引き上げられるということで、1000分の5千何ぼとかという話でしたが、1本について何%か何円なのかわかりませんが、具体的に今大体四、五百円と思うがですけれど、第1段階では、例えば1本なのか1箱なのかわかりませんが、何%引き上げられる、そして最終の第3段階、33年10月1日にはそれが今の価格というか値段が何%、何円引き上げられるか、そういう具体的なことがわかれば答えてもらいたいと思います。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎潤子君） 上山議員の御質疑にお答えします。

たばこ税の引き上げについての具体的なということで、最終的には1本当たり3円の引き上げになります。

（2番上山精雄君「何%」と呼ぶ）

○税務課長（長崎潤子君）（続） 1本につき3円です。

（2番上山精雄君「3円」と呼ぶ）

○税務課長（長崎潤子君）（続） 上がるということです。

○議長（濱口太作君） 上山議員、勝手に発言しないでください。

○税務課長（長崎潤子君）（続） 第1段階目で1本当たり0.43円、それぞれ0.43円ずつ1段階ずつ上がっていきます。3段階で1.29円、これが市のたばこ税になります。県が同様に上がって行って、3段階で0.21円、市と県とで合わせて1.5円、国のたばこ税がそれに同様に1.5円上がりますので、合わせて1本当たり3円の増額となります。以上です。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目を。今課長が答えてくれたのは、県とか国とか市の税率の話で、自分が聞いたのは、我々が買う値段よね、それはわからんがですか、1本何ぼ上がるというのは。わからん、わからなければわかりませんと答えてもらいたいんですが。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎潤子君） 上山議員の2回目の御質疑にお答えします。

1本3円の値上げです。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。本案に対して質疑を行いたいと思います。

資料の4ページを、その中の第1条で、税目が固定資産税があります。その中の上から2段階目の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告とありますけど、勘違いして質問しちよつたらごめんなさいですが、これ新築等の中には古い家なんかも含まれているのかどうかということと、その減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告とありますけれども、例えば平成27年に固定資産税で古い家の課税基準というか、計

算式が間違っていて、27年にその見直しを行って、住民の方に10年とか15年とかさかのぼって支払いを還付したというような実例があるがですけど、これもさっき言ったように申告があって初めて状態がわかって、法務局等の資料と照らし合わせて税務課が算出基礎を直しちゅうわけですけど、あくまでもその是正をしていただくには市民が申告をしなければできないというような項目なのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎潤子君） 山本議員の御質疑にお答えします。

新築家屋につきましては、その減額の規定を受けようとするためには申告が必要となります。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第3号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第1回補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 山本。本案に対して何点かお聞きしたいと思います。

まず、条例の一部改正ということですが、これを利用するには当然条例が要るということですが、その利用する地元の運営委員会ですわね、何人かのメンバーがおるとは思いますけれども、その大体の人数と年齢構成をわかる範囲で教えてください。

それから、これ東屋を建てるということで2,000万円余りの予算を組んでできたと思いますけれども、それが効果がなくてはならないということですが、4番の利用計画の中で、上からの1番、農産物や干物などの地場産品の販売、フリーマーケットの開催、ピザ焼き体験イベントの開催、地域交流バーベキューイベントの開催等、この4つについては具体的な利用計画が出ているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 山本議員さんの御質疑にお答えいたします。

1点目の運営委員会の人数ですが、現在は25名ということで、年齢構成ですが、60歳以上の方がほとんどということで、構成メンバーとしましては地元の常会長、常会員、大敷組合の組合長、消防分団の分団長、活動グループの方々がメンバーとなっているところでございます。

あと、利用計画の具体的な点ということですが、まず7月にはピザ窯を地域の子供たちと一緒に製作をするということで、そのピザ窯を製作した後は、一定その試食会などを経た後、ピザ焼き体験交流イベントなどを開催する予定となっております。

それと、特産品の青空市につきましても、現在、7月開催をめどに準備をしているところで、昨日行われました運営委員会でもそのあたりは協議はされているところでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

利用計画を今説明をいただいたのですが、フリーマーケットとかバーベキューイベントってというのは、開催に当たって参加してくれる範囲よね、例えば室戸市中にそういうチラシとかであれをするのか、それともこの地域でやって、情報があれば来ていただくというような状況にするのかということですが、かなりな利用者が来てくれるような宣伝なんかもせんといかんと思うのですが、そこらのところも役所のほうから運営委員会へ指導できるか、してやってくれるかどうかということを確認しておきたいがです。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 山本議員さんの2回目の御質疑にお答えいたします。

フリーマーケットと地域交流バーベキューイベントにつきましては、当初は地域住民の方で

まずやってみる形になるかと思えます。その後、一定市内全域へ広げていくような活動につなげていければというふうに話し合いはされているところでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。本議案について質疑をいたします。

まず、この地域ふれあい体験交流スペースなんですけど、これは以前、東屋ということで、ピザを焼く団体客に対応するというような目的で建てるということをお伺いいたしましたけれども、ここで見てみると、ピザ窯は何個つくろうとされているのかということと。

それから、実際運営メンバーは何人ぐらいの方が対応できるのか。椎名のたのしいなが月にどれくらい運営をされているのか。地域支援員さんはどういう、毎日そこにいるのか。そういうことの実情、たのしいなの実際開かれた日数とか、そういうのをお伺いいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 堺議員さんの御質疑にお答えいたします。

まず、ピザ窯につきましては、現在2基製作の予定でございます。

ピザ窯のこの体験イベントの運営につきましては、地元の運営委員会の方が中心となって運営していく形を考えておりますし、またその中で専門的なグループをつくったらっていうような話も今出ているところでございます。

あと、集落活動センターたのしいな活動内容につきましては、4月14日オープン後、2カ月がたっております。その中で、まずオープンカフェということで月2回、第2土曜と第4木曜日にコーヒー、ジュースとケーキなどをセットしたメニューのカフェを開いております。これまでに5回実施をしております、4回目からは山菜おこわとか赤飯の販売なども始めているところでございます。このカフェにつきましては、計5回で来場者数が533人、施設のオープンセレモニーとかを除けば、1回約80人弱ぐらいの方が利用されているという状況です。

あと、げんきクラブはなももというクラブを立ち上げておまして、内容としましては、百歳体操に加えて花の植樹、お茶会などを行うということで、計26名の方がこれまで参加をされております。

あと、子供の居場所づくりということで、たのしいなこどもクラブのほうも4月から立ち上げております。集会スペースを開放した子供の居場所づくりということで、地元には小学生が6人おりますので、その小学生を対象に行っております。5月22日には大工さんに来ていただいて木工教室を開いたり、6月15日には浜遊びをしたりとか、そういった活動のほうを行っております。

なお、今後、この施設を利用して考えられている事業につきましては、防災事業というようなところで6月28日には防災ライトワークショップということで、浜辺に落ちているガラスのかけらで防災時に使うライトをつくるワークショップとか、防災士会の方を招いた防災クッキングというようなワークショップも計画をしております。

あと、8月には、中川内の子供クラブとの交流や子供によるカフェの開催も計画をしているところでございます。あわせて、今回整備いたしますふれあい体験交流スペースを活用した特産品を販売する青空市、ピザ窯の共同製作からピザ焼きの体験イベント等へつなげていくという活動を予定しているところでございます。

集落支援員ですけれども、週29時間の体制でこの施設のほうに常設しているというような形になっております。

週によって日数が変わってくることもありますけれども、基本は週29時間の範囲で施設に常駐するというふうな形をとっております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 堺喜久美君の2回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺喜久美君） 10番堺。2回目の質疑を行います。

たのしいなが開かれているのが月2回っていうのはすごくショックで、話を聞きますと、やってくくださる方が高齢でなかなかそれ以上は難しいっていう話を聞きましたので、このピザ窯のピザ焼き体験イベントというので修学旅行などの体験学習などを受け入れるとなったら大丈夫のかなというふうなことを心配をしているところでございます。

地域支援員さんが頑張っているいろいろな企画を立ててやられているということは本当に敬意を表すところでございますけれども、地域全体を巻き込んで、そういう形での活用というのを、地域の方が無理がいかないような、そして無理がいかないけれども、これだけお金をかけて改造をしたり、やったところなので、しっかりと実績を残していただきたいと思います。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 堺議員さんの2回目の御質疑にお答えいたします。

まず、御理解いただきたいところは、この集落活動センターの施設の目的としたら、その地域の方々を中心となって活動を行って、地域の住民の集いの場とか、そういうのをつくって、それからその地域が元気になっていこうというようなところが施設の趣旨でございます。それで、開所から2カ月たって、先ほど言いましたような取り組みを行っておりますし、今後もそういう計画もしているところであります。

今現在の取り組み状況については、施設建設前に立てた事業計画のほぼ予定どおり進んでいるというふうに考えているところでありまして、また県の担当者のほうにも聞きましたら、県内の他の集活センターと比べても活動は活発であるというふうな評価はいただいているところであります。

一方で、この施設につきましては、水族館と一緒にしているというほかの集活センターにはない環境にあって、この水族館に来られた方を対象とする事業を求められるっていうところもあるところでございます。

ただ、その地域の方々には、初めは地域の高齢者や子供たちの集いの場をつくりたいというような考えを持っておりまして、それについて取り組みを行っているんですけども、一方でそう

いった声があるというのは地域の方も少し戸惑いも感じられているところでございます。

ただ、水族館と一緒に施設であるというような利点も生かして、今後、水族館に来られる方を対象にした事業がどのような形ができるのか、議員さんも言われたとおり、地域の方に無理がいかないような形でどのような形が考えられるのかっていうのは、今現在運営委員会の中でも協議もしてもらってますので、今後はよりよい形っていうのを行政も一緒になってつくっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第5、議案第5号室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第6、議案第6号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。長崎税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。本案に関して質疑をします。

新旧で、旧は情報通信技術利用事業、それから新は農林水産物等販売業と業種の違うやつに変わってますけど、情報通信技術利用事業はどこへ行ったがです。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎潤子君） 山本議員の御質疑にお答えします。

情報通信技術利用事業がどこへ行ったのかということですが、法改正によってこれがなくなっております。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。議案第6号について質疑をいたします。

今回改正されたということなのですが、次の議案に出てくる誘致条例の関係での関連と思いますが、誘致条例の場合は5年間の奨励金を出すということで、奨励金を出すのを固定資産税の課税免除で受けるということなのですが、そういうことなのですが、この固定資産の課税免除に関する条例は3カ年ですわね。課税免除は3カ年だけしますというのが条例の趣旨なのですが、その5年と3年の違いはどういうふうにするのか。要は企業誘致条例は奨励金を出すのは5年ですと、それはこの税減免で受けると。減免で受ける条例は3年ということなのですが、その差はどうするのかをお聞きをいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。長崎税務課長。

○税務課長（長崎潤子君） 上山議員の御質疑にお答えします。

3年と5年の違いということですが、その差の2年というのは企業誘致を推進するための2年の差ということになります。より推進するための2年、市の政策として5年となっております。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんにお答えをいたします。

まず、固定資産税の減免については、これは3年ということで期間を決めているものでございます。それから、企業誘致の関係で支援の期間を5年としておりますが、それは企業誘致をして、ある程度育てていかないといけないということで、減免プラス2年をして5年としているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目です。市長、企業誘致条例、今持ってないですけど、5年とすると、それでその奨励金はこの固定資産税の減免で賄うよというのが企業誘致条例の条例やと思うのですが、その2年を一般財源でそしたら奨励金を出すということによろしいですか。

(「議長、質疑の仕方、議題に沿って質疑をしとらんのじゃないんですか。企業誘致条例が出てからやる」と呼ぶ者あり)

○議長(濱口太作君) 2つが一緒になっちゅうきね、質疑がね。

執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長(小松幹侍君) 上山議員さんの2回目の御質疑にお答えをいたします。

まず、先ほども申し上げましたように、固定資産税の減免については3年、あと2年企業誘致を推進するために延長をしている。その間の2年の企業誘致の支援については、固定資産税をまずは払っていただく、その後支援をしている。2年間の延長をして、トータル5年ということで支援をしているということは、企業誘致条例で御理解をいただいているところでございます。以上です。

○議長(濱口太作君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱口太作君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(濱口太作君) 次に、日程第7、議案第7号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○議長(濱口太作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱口太作君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(濱口太作君) 次に、日程第8、議案第8号室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。竹本教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。本議案について質疑をいたします。

いよいよ室戸岬小学校の統廃合の議案が出てきて、地元としては本当に悲しい思いがあるんですけども、この統廃合に至るまでの保護者の意見、そして地域の御意見、どのように吸い取られたのか、どういう御意見があったのか、お伺いいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 堺議員さんの御質疑にお答えをいたします。

御質問の内容が統廃合に至るまでの保護者の意見、地域の意見ということでございますが、保護者との協議といたしましては、計4回全体協議をしております。平成29年8月17日から直近のもので平成30年6月5日までの間に、一定の方々にお集まりいただいてさまざまな内容のお話をさせていただきました。

統廃合には、議員さんもおっしゃられたように、学校がなくなることの部分も含めまして反対の意見もございました。しかしながら、小規模校の課題点、大規模校の課題点、それぞれのいい点、悪い点を一緒に協議しました。その中で、地元のPTAとしましても意見を集約していただいて、子供たちのために統廃合について御理解をいただいたところでございます。

話の内容としましては、統廃合後の交流事業であったり、いわゆる教員の配置であったり、またこの学校には特別支援教育の必要な児童もおりますので、そここのところの支援も含めて御要望もいただきました。子供たちのことを考えて、教育委員会としては最大限の配慮をさせていただくということで御理解をいただいているところです。

直近の保護者との協議の中では、統廃合についてはやむを得ないということで御理解をいただいているということでございます。

また、地域の中での御意見といたしましては、統廃合検討委員会の中に常会長さん等も含まれておりますので、そこの中で御意見をお聞きいたしております。先ほど申し上げましたように、児童数が少なくなる中ではいたし方ないというところで御判断をいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 堺喜久美君の2回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。2回目の質疑を行います。

本当にいたし方ない状況だと思います。けれども、岬中学校が統廃合されるとき、たしか地域の皆様に集まっていただいて、何度か全体的な説明会とかそういうのがあったように思われますが、今回は本当に、地域の人の声っていうのがどこまで反映しているのか、そういう機会があったのか、お伺いいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。竹本教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君） 堺議員さんの2回目の質疑にお答えをいたします。

地域の中での全体的な説明会ということですが、この全体的な説明会のほうは開催はしておりません。内容といたしましては、岬地区については、御案内のとおり岬中学校の統廃合があり、そして岬保育所の統廃合があり、児童数、生徒数の減少、あわせて子供たちの通学の学校が室戸小学校におおむね変わっているところです。現在のところ、室戸小学校へ室戸岬地区の児童がおおむね40人ぐらい通っている状況の中で、学校の校区的な部分が岬地区から室戸小学校のほうに変わってきているという状況の中で、統廃合検討委員会の中でも地元の常会長さんの御意見もお聞きしましたところ、統廃合もやむを得ないという第2回目の意見でございましたので、全体の意見を御説明する場を設けなかったというところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第9、議案第9号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。和田生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第10、議案第10号室戸市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。岡本建設土木課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第11、議案第11号平成30年度室戸市一般会計第1回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から補足説明を求めます。川上産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時58分 休憩

午後1時16分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。本案について質疑をいたします。

まず初めに、25ページの3款2項4目の13節委託料と15節工事請負費の3,055万4,000円の大谷保育所トイレ新設及び改修工事についてお聞きします。

この工事については、昨年度の予算で実施設計書が作成されて、事業費は算定されていたと思うのですが、当初予算ではなくて、工事の発注が早くて7月中旬以降となる6月議会になぜ予算を計上することになったのか、おくれると保育所の行事と重なるのではないかと、説明をお聞かせください。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、28ページの5款1項3目の12節手数料と13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費と22節の補償補填及び賠償金のサポートハウス整備事業について何点かお聞きします。

13ページの説明資料を見ると、補助申請が来年の1月になっており、現状では事業採択がされていないこととなります。県とこの事業について協議はされているのでしょうか。そして、この事業の財源は何で行うのか、お聞かせください。

そして、2点目として、土地の購入費が計上されていますが、この場所が選定された理由と土地の賠償単価について、鑑定評価をいつ、どのようにされたのか、お聞かせください。

次に、34ページ、9款5項4目の13節委託料の63万8,000円になりますが、この予算は屋根どいの修繕費用を算出するための委託料と思うのですが、とだけの修繕なら見積もりにより随意契約で安価に工事ができると考えられるが、他に修繕する別の建築場所があるということなのでしょうか、もう一度説明をお願いします。以上です。

**○議長（濱口太作君）** 執行部の答弁を求めます。竹本教育次長兼学校保育課長。

**○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君）** 亀井議員さんの質疑にお答えをいたします。

25ページの3款2項4目児童福祉総務費の13節委託料と15節工事請負費に係る大谷保育所トイレ新設及び改修工事に係る事業内容についてでございます。

1点目に、当初予算でない理由ということでお聞きいただきましたが、これは昨年の29年度の12月補正で設計の予算を計上させていただきました。12月の補正でしたので、設計の契約が1月23日から契約をして、2カ月間契約の期間が要りますので、完成が3月25日ということですので当初予算に間に合わなかったというところでございます。御心配をおかけしております保育所との調整につきましては、調整済みでございます。保育所のほうはこの工事に対してこの時期の補正で十分対応できるということでございますが、なお早期の工事の施工に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** 川上産業振興課長。

**○産業振興課長併農業委員会事務局長（川上建司君）** 亀井議員さんの御質疑にお答えをいたします。

まず、27、28にかけての5款1項3目サポートハウスの関連経費についてでございますが、県の補助申請については用地の権利の確認ができる書類が必要となってまいりますので、現在、補助申請は現時点では用地取得してませんので、お出しはできないということでございますが、県協議は29年度中に実施をしております。高知県のほうからは園芸用ハウス整備事業に係る予算措置ということで予算配分をいただいたという通知をいただいております。

流れですが、先ほども申しあげましたように、用地取得が終了した時点で、室戸市の所有になった時点で補助申請をいたしまして、補助申請の時期としては大体1月ぐらいまでにはお出しをできるようにしたいというふうに考えているところでございます。

財源でございますが、ハウス本体整備に係る補助金、補助率が県補助率につきましては5分の2の補助金がつくことになっております。ただし、事業費上限が設定されておりますので、10アール当たり800万円の5分の2と補助率がなっておりません。残りの分につきましては、過疎債を充当したいというふうに思っております。申請に向けて準備を財政課のほうでしていただいているというところでございます。

土地の鑑定と用地の選定理由でございますが、冒頭少し触れましたが、適地調査をしている中で、どうしても農業者等のサポートが必要であるということで、近隣農家さんのハウスのある近い場所で選定をしておりました。そこで休耕田であり、地権者の了解が得られる場所ということで現在の土地を選定をさせていただいたということでございます。

土地の取得価格につきましては、平米当たり2,900円で、今回予定しております3,800平米ということで算定をしております。以上です。

○議長（濱口太作君） 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 亀井議員さんの御質疑にお答えいたします。

御質問の公民館費、13節委託料の143万5,000円は、室戸岬公民館の屋根改修工事と吉良川公民館の屋上防水工事の設計監理委託料でございます。工事費本体につきましては、当初予算のほうで1,168万1,000円を計上させていただいております。

（3番亀井賢夫君「34ページやき、勤労者体育館」と呼ぶ）

○生涯学習課長（和田庫治君）（続） 一番下ですか。済いません、体育センター費の63万8,000円の分ですかね。これにつきましても、工事費自体は当初予算のほうで計上させていただいております。今回、その予算の適正な執行と工事管理のために工事の設計委託料を計上させていただいたものでございます。

この体育センター費の屋根どいの設計に係る委託料で計上させていただいております。工事費自体は当初予算で計上させていただいております。その分でございます。

○議長（濱口太作君） 亀井賢夫君の2回目の質疑を許可いたします。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） もう一度確認の意味でお聞きいたします。

28ページのサポートハウスの事業でございます。これ確認ですから、造成工事が完成するまでの工事費、これは全部市単ということでよろしいのでしょうか、そのあたりを1点と。

今までやりゆうが事業主体がJAということがほとんどやったと思うがですけれど、この事業の事業主体は市が直接やるのかどうか。その2点をお聞かせください。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。川上産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（川上建司君） 亀井議員さんにお答えをいたします。

サポートハウス関連の関係でございますが、現在、前段でも説明を申し上げましたが、基金充当という形で予算計上しております。それと、本体と合わせまして、これも枠取りができれば過疎債を充当したいということでございます。枠配分がいただければ、財源更正をお願い



いをしたいというふうに考えております。

今回の事業主体はどこなのかということでございますが、今回の事業主体は市でございます。市が設置をして貸し付けを行うという事業になっております。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2番上山です。1点だけ、議案第11号についてお聞きをいたします。

33ページの社会教育総務費の中の吉良川町並み公衆トイレの2,273万2,000円の件ですが、この説明資料では、国道が通ったために既存の浄化槽を改良してというか、移転して今回合併浄化槽にするということになってますが、国道事務所からこの移転のために補償費というのは出たのか出んのか、出たとすれば幾ら出たのかをお聞きします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 上山議員さんの御質疑にお答えいたします。

本工事に当たっては、土佐国道事務所と本年に入って協議を重ねてまいっております。もちろん補償費っていう対象にはなるという前提で話はしておりますが、現時点におきまして、補償費が幾らになるっていうのは、こちらの経費を向こうに連絡をした後、向こうの審査会のほうで決定されるというふうに聞いておりまして、現時点で幾ら入るかっていうのはまだ明確になっておりません。以上です。

○議長（濱口太作君） 上山精雄君の2回目の質疑を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目を質問いたします。

この道が通ることについてですわね、レイアウトというか、場所を違えたりいろいろしてますわね。例えば、案内板を変えたりとかいろいろしてますが、その補償費というのは、今課長が言う費用を全て出して、そのうちのある一定該当する部分について補償してくれるということによろしいですか。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 上山議員さんの2回目の御質疑にお答えいたします。

補償費の範囲でございますが、今回浄化槽を撤去する部分、それから看板を移設する部分、それからアスファルトを引き直す部分につきましては補償の対象にほぼなります。公衆トイレ内の便器とかというものについては、対象外になるというふうに聞いております。以上です。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 8番山本。質疑を行いたいと思います。

22ページでお願いします。

22ページの2款1項1目の19節負担金補助及び交付金の中で5万4,000円の研修会等参加負担金ですが、これは技術職員の3人分の研修会参加負担金と言いましたけれども、この技術職員の養成というのは、室戸は非常に育てることが急務になっているわけですけど、この研修会はどういうレベルの研修会なのか、お伺いしたいと思います。

それから、11目18節の情報管理用備品購入費679万5,000円ですが、総務課長の説明のとおり  
の工事ということですが、今まで1回、2回対応してから失敗というか、不調に終わってると  
いうことですが、今回、市と業者の保有するサーバー、そのの部品の交換で間違いなく改善さ  
れるのかということをお聞きします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 山本議員さんの御質疑にお答えしま  
す。

22ページ、2款1項1目19節負担金補助及び交付金の研修費につきましては、土木の初任者  
研修の経費でございます。

続きまして、11目情報管理費の備品購入費の関係ですけれども、情報通信の速度を解消する  
ために、運営事業者の本社にありますネットワークシステム課っていうところに相談をしてお  
りまして、そのネットワーク課は、このルーターを扱っておりますメーカーのほうにも確認を  
し、これを取りかえることによって解消されるということで確認をしております。以上でござ  
います。

○議長（濱口太作君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○8番（山本賢誓君） 2回目を行います。

その情報管理用備品購入費の今の答弁の中で、本社というのは室戸にあるやつじゃない本社  
ということ。そしたら、その本社の分は室戸の光専用にしちゅうやつかどうかということ  
もわからんがですけど、本社の分やったら室戸市がどうして負担せないかんのかということ  
ですけど、それちょっと。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 山本議員さんの2回目の質疑にお答え  
します。

今回、機器の交換につきましては、市が行う分について、それを要することによって速度が  
解消されるかっていうことを本社のほうに確認したということですので、向こうが負担する  
ということではございません。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。本議案について質疑を行います。

33ページ、社会教育総務費の中の工事請負費の吉良川町の町並み公衆トイレ浄化槽等改修工  
事費2,273万2,000円です。これ資料の図面を見ますと、6メートル敷地が国道から中へ入  
ってしまったということで、駐車場スペースからいけば敷地の3分の1が失われたというふう  
に僕は見えます。それで、観光に使っていた駐車場も、最初は重伝建に選定されたときにはバ  
スの乗り入れもたくさんありましたが、最近は余りバスの乗り入れも見たことはないので、当  
初のような観光客のおいでも少なくなっているんだなあと考えておりました。それで、駐車場

が狭くなったと、こういうことで、その前には医院があって、医院の駐車場化してしまっている部分もあります。それで、重伝建を見物に来た観光客の方がこの広さでいいのかなと、もうちょっとどこか西か東かに敷地を広めなくては、これじゃあ観光バスが1台、2台来たときに中へ入っておさまるのかと、もし医院への患者さんが来て車を何台かとめてあったらバスも入れないというふうに僕はこの図面から見えてしまいました。その点について、観光客に対しての駐車場ですんで、それを今後どうするのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 谷口議員さんの御質疑にお答えいたします。

吉良川町並み公衆トイレ駐車場におきましては、図面上では6台分という減になっております。残った部分につきましては、バスの配置も含めて、新しい線を引く中で、地元の町並み保存会の皆様とも協議をしながら、バスのスペースを少しずらしながら確保していくということを考えていきたいというふうに思っております。

それと、全体的な台数が少なくなってきているところになりますけれども、現在、吉良川の町並み駐車場は第1駐車場と第2駐車場が西の川橋の東詰めの方にございまして、あちらのほうの利用というのも促していきたいと思っております。

いずれにしても、吉良川の町並み駐車場につきましては、観光客用の駐車場でございますので、表示板等をするなりして、観光客の方が使っていただけるような配慮をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 谷口總一郎君の2回目の質疑を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。2回目の質疑を行います。

もう一点、この駐車場にかかわって、以前ここが重伝建の駐車場になったときに僕議会で質問をさせてもらいましたが、この前が6メートル道路が広がると、今までも観光客が医院の横を歩いて旧道に行くのにここを渡っていたんですね。危険だから、手押しの信号が要るんじゃないかという提案もさせてもらいましたが、警察の方がそこは何か理由があつていかなんということ、却下されましたが、これ6メートル広がったら、道路が広がったということよね、今までの道路プラス6メートルよね。ということになると、さらに余計危ないんじゃないかと思えます。手押しの信号は要らないんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田庫治君） 谷口議員さんの2回目の御質疑にお答えいたします。

御質問の道路が広がるということなんですけれども、今回の6メートルの拡幅につきましては、歩道部分の拡幅ということが中心になっておりまして、車道自体の幅は変わらないというふうには聞いておりますので、道路の横断する際の危険性は今のままという形になる予定です。ですので、今回の話とは別に、点滅信号が要るんじゃないかっていうのは今までの引き続きの件でまたお話もさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の工事に当たって道路の危険

性がこれ以上増すということはないということを考えております。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。本議案について質疑をいたします。

1点だけです。

31ページの5項住宅費、1目住宅総務費の中の19節負担金補助及び交付金の建築物耐震対策緊急促進事業費補助金2,008万5,000円ですが、これは先ほどの御説明では国道沿いで昭和56年以前の一定の高さの建物というふうにお聞きしましたが、一定の高さの建物ってどのような建物を一定の高さと言われているのか、何軒対象になるのか。室戸市の国道沿いの一定の高さの建物が全て対象になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。大西防災対策課長。

○防災対策課長（大西 亨君） 堺議員の御質疑にお答えします。

まず、一定の高さということですが、高さは前面道路の中心線からの幅員によって変わってきます。

あと、前面道路の中心線からの幅員プラス後退距離というものを足したものが高さになってきますので、道路の幅員によって高さは変わってくるようになります。

あと、対象建築物の件数ですが、今把握している件数が対象建物34件となっておりますが、もう既に耐震済みのものもありまして、あと取り壊し済みのものもありますので、現在、耐震診断が行われていないものは25件となっております。

あと、補足ですが、道路が国道だけじゃなくて県道と、そういうものも入ってきます。

建物の高さですが、今リストに入っているものでは4階建ての高さのものもありますし、1階建ての倉庫も対象になっております。前面道路の幅員によって変わってきますので、高さは一概に、済みません、何メートルということは言えませんが、大体低いもので6メートル40センチ、高いもので20メートルというふうになっております。以上です。

○議長（濱口太作君） 堺喜久美君の2回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 2回目の質疑を行います。

対象が25件ほどということですが、この中には空き家とか、全ての建物、対象は有無を言わずというか、うちしなくていいよというところも全てやっていただくという形なのか。それで、空き家だった場合は、耐震の診断の後の建て壊しとか、そういうことは行政としてはどこまで指導されるのでしょうか。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。大西防災対策課長。

○防災対策課長（大西 亨君） 堺議員の2回目の御質疑にお答えします。

建物の中に空き家が入っているかという件ですが、空き家かどうかの調査はしてないので、中には空き家も含まれるものと考えております。

この補助の目的が、避難のとき、あと道路啓開、物資の輸送とか、そういうものに必要な道

路を、耐震の確保されていない建物が塞いだら困るということで、国のほうが平成31年度中に診断の結果を公表するというので、耐震診断を急ぐようにということでこの事業になっております。

また、診断後に耐震補強が必要な場合には一定の補助があります。

○議長（濱口太作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第12、議案第12号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第13、議案第13号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第1回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。辻保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時1分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第14、議案第14号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時3分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。寺岡人権啓発課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第1号から議案第13号まで、以上13件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、6月20日から6月28日まで9日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、6月20日から6月28日まで9日間休会することと決しました。

6月20日から6月28日まで9日間休会いたします。

6月29日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時8分 散会